

社会福祉法人横浜博萌会
2024（令和6）年度事業計画・予算

I 基本方針

- 1 入所児・利用者の人権を尊重し、健康・安心・安全の生活保障を目指す
- 2 高度・専門サービスの提供と更なるサービスの質向上を目指す
- 3 感染防止対策の徹底による施設内感染の発生防止を目指す

II 2023（令和6）年度の課題

- 1 法人機能の充実・発展
 - (1) 各施設の老朽化対策の検討・推進及び事務部門のシステム化、IT化の推進
 - (2) 法人役員の世代交代による組織活性化への取り組み
 - (3) 心理治療施設の医療体制の強化を推進し、各児童相談所等からの診療依頼に即時対応できる体制を整備する。（常勤医の加配、診療所機能強化等）
- 2 各施設の重点課題に対する積極的取り組みの推進
 - (1) 新規医師採用による治療体制の強化と児童精神科医療の地域貢献及び横浜いずみ学園の教育棟老朽化への対応として大規模改修工事の実施（R6/7月～R7/2月）
 - (2) 子どもの虹情報研修センターでは、研修・人材育成を着実に実施するとともに、児童福祉法等の一部改正に伴い、児童相談所等が子どもの意見・意向表明等を行うための基礎研修の実施とともに、「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー」の認定資格に関する研修への協力と厚生労働省関連の諸科学研究の適正な実施を行う。
 - (3) 高齢者福祉センターの業務環境を改善し、感染防止対策を継続するとともに業務改善委員会の設置により、各事業において着実かつ効果的なサービスの向上への取り組みを行い収益力の回復・改善を目指す。また、処遇改善策の継続を図り職員の定着と必要人材の確保を目指す。
 - (4) 川崎こども心理ケアセンターかなで入所児童の安定的な支援と職員の専門性向上へ向けた教育研修・育成体制の整備を行い、かなで診療所を通じた地域の小児精神医療への貢献を目指す。

III 理事会・評議員会の開催計画

- 1 第1回理事会 2024年05月 前年度決算及び事業報告等の承認
定時評議員会 2024年06月 事業報告並びに計算書類・財産目録の承認
第2回理事会 2024年07月 拡大理事会
第3回理事会・第2回評議員会
2024年10月 拡大理事会（中間事業報告・予算執行状況報告）
第4回理事会 2025年01月 拡大理事会
第5回理事会・第3回評議員会
2026年03月 次年度予算及び事業計画等の検討・承認
- 2 その他、必要に応じ開催

IV 法人本部予算（案）の主な増減内容

- 1 収入では、経常的に発生する年間の本部運営経費を補填するものとして各施設からの繰入金制度により、本年度は8,712千円の本部運営維持のため繰入金収入を計上し、事業活動収入1,014千円との合計で9,726千円（対前年度比△13千円）
- 2 支出は、人件費（理事・監事・評議員の役員報酬、事務局職員給与）、事務費等で合計9,725千円（前年対比△13千円）。資金収支差額1千円。
なお、高齢者福祉センターからの本部繰入は令和4年度からは赤字により制度上繰入不可となっていて、本年度も回復の兆しはあるものの予算計上せず、決算状況を見て繰入を検討したい。当初予算上は横浜いずみ学園及び川崎こども心理ケアセンターからの繰入での本部運営を予定したい。

横浜いずみ学園

令和6年度事業計画・予算計画の概要

1. 重点項目

1) 中高生が多く占める集団への支援

思春期を迎え、自分のあり方、将来について思い悩む時期である。職員の対応へ不満を募らせ、集団での職員批判も起こりやすい。過度に負担がかかると、様々な行動化を起こす可能性もある。担当のみならず、管理職も含め、子どもの気持ちを聞きながら、折り合いがつくように支援していく

2) 労務管理について

年々、職員の業務負担が大きくなっている。産業医から労務管理の助言やワークライフバランスプロジェクトによる業務改善に努める。

3) 教育棟の大規模修繕

令和6年7月より教育棟の大規模修繕が着工予定である。経理管理、工事中の授業保障について、横浜市、学校教員、施工業者の各所、法人内で連携を取りながら進める。

4) 指導課、治療課、医務課、栄養課

教育棟大規模修繕により仮教室への登校となるため、子どもたちにとって負担の大きい生活になることが予想される。より丁寧で細やかな見守りや声掛け、状況に応じた柔軟な対応や支援を心掛ける。特に中学校との連携は意識し、授業参観に積極的に足を運び、カンファレンスも多く実施していく。常勤医と連携し、トラウマ療法への理解を深め実施していく。

基本的な感染対策を取り、感染状況によっては対策強化をしていく。歯科受診をする子どもが増えており、歯科医からブラッシングがうまくできていないという指摘を受けている。子どものブラッシング指導とともに、生活の中で職員がケアできるよう職員もブラッシング指導を受ける機会を設けたい。不調が食に影響するケースが見受けられる。特別対応を給食会社と連携して行う。

5) グループワーク・小集団活動

児童の状況に合わせて、多くのグループワーク、小集団活動が展開されている。令和6年度も検討を重ねながら実践していく。

6) 権利擁護

引き続き、CAPの提供や第三者委員の相談を実施していく。施設長による職員への権利擁護研修は継続して実施する。

7) 職員の取り組み、研修

職員から積極的に研修の希望が上がっている。主体的な学びの機会になるため、できる実現する。

8) 設備整備等について

教育棟の大規模修繕、その他長期修繕計画に従って、エレベーターの設備、空調設備の更新等を行う。マイクロバスの更新に向けて補助金申請を引き続き行う。

2. 資金計画及び予算計画

教育棟の大規模修繕に関して工事費約440,000千円、国、市からの補助金として297,000千円を見込んでいる。福祉医療機構より79,000千円の借り入れ、自己資金として施設整備積立金から約68,000千円の取り崩しを予定している。他設備工事を合わせ、計91,000千円強の施設整備積立金の取り崩しを予定している。

令和6(2024)年度 高齢者福祉センター事業計画の概要

1. 基本理念と重点項目

「地域の人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現」に向け、「地域とともに」をコンセプトにしてきたセンターですが、4年続いたコロナ禍での運営的、経済的ダメージは大きく修復への大胆な改革が迫られています。2024年度介護報酬改定は、一段とIT化、効率化が求められる改定となってきました。24年度事業計画は以下の基本的理念を踏まえつつ、経営改善へ向けた総合的な改革を進めていきます。

センターの基本的理念

(1) 人権の尊重 (2) ノーマライゼーションの樹立 (3) 共生の実現

私たちセンター職員は、この基本的理念を踏まえて、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える福祉・保健の専門職として、自らの専門的知識・技術の向上及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努め、センター一体となって行動します。新たな改革実現へ向けた重点目標を次の通り定めます。

(重点項目)

コロナ感染症は第5類に位置づけられることにより、「終息」とされていますが、今なお各施設の感染症との戦いは継続しています。そのような中、今年度はセンター経営陣の世代交代を図り、事業継続計画(BCP)の運用と実態に即した業務改善計画の策定、高齢者虐待防止のための措置を講じます。

昨今、高齢化社会に70歳定年説が唱えられ、高齢者の働き場所の確保が求められおり、高齢職員に見合った職域と報酬体系の見直しが必要とされる一方で、新たな若手職員の採用が極めて困難な状況にも直面しております。そのためにも有能な職員の離職を留める工夫が必要です。この状況を踏まえ、高齢化した職員の仕事を保障しつつ、改革に意欲のある若い世代の役職への登用をも含めた職員組織体系と給与改定の検討を早急に進めます。

(1) センターの安定的な経営(収益改善と安全確保)を目指すため「業務改善委員会」を発足します。

- ① センター全体の運営・経営体制の一元化を図り世代交代を促進します。
- ② 有能な若手職員の役職登用等を目的に、組織及び報酬改定、人事評価システムを構築します。
- ③ 人材育成を目的にeラーニング等を活用し、職員の教育・研修計画を立案・実施します。

(2) 働きやすい職場環境改善を実施します。

- ① 倉庫・物置スペースを整理し、センター内の空きスペースを有効活用します。
- ② 事務部門合理化・効率化のために、昨年度延期したICT化、システム化を導入します。
- ③ デジタル化の推進と資料の共有化を図ることによって手持ちの資料は極力減らします。

(3) 施設の老朽化対策

- ① 昨年度、最大課題であった屋上防水工事は完了。今年度はエレベーター更新を実施します。
- ② LED化等経費の削減と施設の整理・整頓・清潔・清掃活動をより積極的に推進します。

(4) 安心・安全で快適な暮らしの実現

- ① コロナの感染状況を検証し、さらなる感染症まん延防止対策を構築します。
- ② ICT化(LIFEへのデータ提出と活用、介護ソフト、インカムの活用、オンライン医療相談の活用など)を進め、職種間の連携と情報共有をはかり、健康管理、感染症予防に努め、重症化防止等を推進し、口腔ケアの丁寧な実施等による嚥下困難者への対応及び看取り介護の充実を図ります。
- ③ 適切な介護機器(介護ロボット含む)の導入による職員の業務負担軽減と腰痛予防対策を図るとともに、ご利用者の機能低下予防のため機能訓練員と介護職が協働します。

(5) 地域ケアプラザ事業は、さらに地域との連携を強め、しらゆり園と一体となって地域サービスを展開していきます。

(6) 社会福祉法人の使命である社会貢献に向け、障がい者雇用を継続し、外国人研修生の受け入れ、生活困窮者就労訓練事業の継続、地域イベントへの支援等を進めます。

【1】 しらゆり園

＜基本目標＞

「尊厳の保持」を基本とし、多職種との連携、協働の下、専門的なケアを実践し、地域や家族との結びつきを大切にしながら、自身の価値観（生き方）が尊重される「あたりまえの暮らし」が送れるよう支援する。年度目標を「ICTの活用（業務の標準化）と科学的介護の推進」とする。

＜利用計画＞（一日平均在籍者目標数）

(1) 本入所定員 140人 目標数 135人(96.5%) 短期入所は空床利用で随時実施。

＜重点目標＞

(1) 生活の質の向上及び充実

ア ご利用者の快適な生活・自立支援に向け、家族や地域社会との触れ合いを通して季節感や潤いのある生活を実現する。

イ 入所候補者の調査及びフォローを迅速に行います。また、行政から要請を受けた優先入所者や措置入所者、複数の医療的ケアが必要な入所者、市民税非課税世帯、生活保護世帯等の生活に困窮されている可能性のある方々の受け入れにも対応する。

ウ 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた取組みを推進します。

エ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置します。

オ 介護ロボットやICT等の導入後の組織的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等を導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行い、効果に関するデータ提出を行います。

(2) 安心・安全な暮らしづくり

ア 職種間（医療機関を含む）の連携と情報共有をはかり、重症化防止等を推進し、健康管理、感染症予防に努め、嚥下困難者への対応及び看取り介護の充実を図ります。

イ 機能訓練員と介護職が協働し、リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的な取組みを推進し自立支援・重度化防止を図ります。また、適切な介護機器（介護ロボット含む）を導入し、利用者の機能低下を予防するとともに、ノーリフティングケアの手法を取り入れ職員の業務負担の軽減と腰痛予防対策に努めます。

ウ 事故発生時の迅速な対応を心掛け、「ヒヤリ・ハット事例」等から、事故原因の分析と対応策の評価を行い、事故の早期発見、防止に努めます。

エ 利用者の要望、希望、苦情に対し早期解決を図るため、「福祉モニター」「介護相談員」制度を継続します。また、利用者の権利擁護の観点から、高齢者虐待防止に係るお音階を設置します。

オ 口から食べて頂く事を大切に多職種協働の下、専門医の指導、訪問歯科との連携を図るとともに口腔のケアを推進し、個別的な食事形態を含む栄養ケアを行います。

カ 地域ニーズ把握に努め、障害・児童・高齢・国籍等の区分にとらわれないダイバーシティの推進と生活困窮者に対する就労訓練の場を提供する。

(3) ケアの専門性の充実

ア 専門的なケアの取組みを行うため、喀痰吸引研修・認知症介護実践者・リーダー研修の受講を計画的に進め、専門性を高めるとともに業務の標準化を目指します。

イ 職員のキャリア形成を目指した研修体系の確立と職員の適性・能力を評価できる仕組みとしてキャリア評価制度を推進します。

【2】 ほほえみステーション

＜基本目標＞

高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で、可能な限り在宅にて、安心して安全に暮らすことができるよう支援します。また、一人ひとりが持っている能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者の意向、状況、特性を踏まえ、適切なサービスを提供します。

＜利用計画＞

- ・訪問介護サービス（予防含む）・・・ 月平均 750時間（令和5年度 792時間）
- ・障害福祉サービス（移動支援含む）・・・ 月平均 226時間（令和5年度 180時間）

＜重点課題＞

- ・感染症や災害があっても安定的・継続的にサービスを提供できるよう体制を構築する。
- ・知識や介護技術等のスキルアップ並びにサービス向上を図るため定期的に研修を行う。
- ・地域のニーズに積極的に応じることができるよう、ヘルパーの確保に努める。

【3】 汲沢地域ケアプラザ

＜基本目標＞

地域の誰もが住み慣れた地域で、安心して心豊かに暮らすことのできる地域づくりを推進すると共に、地域を支える地域包括ケアシステムの拠点施設として、持続可能な信頼される総合的な福祉・保健・介護サービス等を提供します。

＜重点課題＞

- (1) 戸塚区地域福祉保健計画の「地区別計画」推進への取り組み
3地区で推進されている「地区別計画」について地域連携チームの一員として取り組みます。
- (2) 誰もが気軽に集える居場所づくり
「ぐみカフェ」や「踊場ふれあい午後のカフェ」など、誰もが気楽に集える場を地域の皆さんと一緒に作り上げていきます。
- (3) 子育て支援事業の促進
母親・父親共に、身近な地域で安心して子育てができる環境づくりを応援していきます。
- (4) 地域との連携・協力事業
地域活動団体やボランティアグループと連携し、地域状況に応じた事業を展開します。
- (5) 地域にある社会資源との連携
エリア内の保育園、小・中・高等学校等と様々な場面で連携し福祉教育を実施します。
- (6) 介護予防事業（地域における健康づくり・交流促進）
元気づくりステーション事業、介護予防活動グループ、ボランティアを支援し、地域で介護予防教室や健康相談を実施します。
- (7) 総合相談・支援事業
地域住民の状況に応じた相談・調整、高齢者の実態把握と支援を行います。
- (8) 権利擁護事業
高齢者を虐待や消費者被害など様々な権利侵害から守ります
認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症理解の普及啓発に努めます。
- (9) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
「地域包括ケア」がより地域の実情にあった仕組みとして展開されるよう、地域の方、専門職、関係機関等の支援者と共に効果的な連携支援を行います。
- (10) 生活支援体制整備事業
地区別計画の推進に協力しながら、高齢者が住みやすいまちづくりを目指します。
- (11) 介護保険関連事業の適正実施
感染予防を徹底しながら、利用者の自立支援と介護者の介護負担軽減のため、充実した介護サービスを提供します。必要なサービスが安定的、継続的に提供される体制を構築します。
- (12) 事故防止等
事故防止、権利擁護、個人情報などの適正な管理を行います。
地域住民や利用者等の意見、苦情、要望に対して、誠意ある態度で問題解決に努力します。
- (13) 福祉避難場所
福祉避難場所の拠点施設として、災害時の要援護者の受け入れ体制を整えていきます。
- (14) 業務持続化計画（BCP）実用化
災害時、感染症発生時、業務を継続することができる体制作りを整備し実用化します。
- (15) 高齢者虐待防止の強化
高齢者虐待を防止するための措置を新たに講じていきます。（研修、委員会開催等の体制整備）

＜利用計画＞

介護予防ケアプラン：	月平均	323.5人（令和5年度	320.5人）	
通所介護	：	月平均	850.8人（令和5年度	802.0人）
居宅介護支援	：	月平均	147.0人（令和5年度	152.7人）

子どもの虹情報研修センター(虐待・思春期問題情報研修センター)
令和6年度(2024年度)事業計画(・予算)の概要

1. 事業計画

(1) 専門研修

- ア 令和6(2024)年度研修に係る基本的な考え方
研修・人材育成を充実し、着実に実施
- イ 指導教育担当児童福祉司研修(任用前)に係る適切な対応
オンデマンド学習と筆記試験の導入、スーパーバイザーの導入、職場のメタバイザーからのスーパーバイズの導入の実施を踏まえ、引続き着実に実施
- ウ 児童福祉法改正に伴う新規研修の実施
・統括支援員指導者養成研修、意見表明等支援員基礎研修の実施
- エ 関係機関等との連携
・西日本こども研修センターあかし等との連携、自治体等からの講師派遣要請や研修の企画や実施を支援

(2) 情報の収集・提供

- ア 要保護児童等に関する情報共有システム
システムの運用を定着させるとともに、システム改修を実施
- イ 他の自治体の児童相談所へ職員を派遣して人材を養成する取組への支援、研修講師やアドバイザーの派遣事業の実施
- ウ ホームページ・メール配信、研修映像記録(DVD)の貸出し

(3) 研究

- ア 人材育成に関する調査研究
- イ 児童虐待に関する文献・研究等の収集と分析
- ウ 児童虐待に関する海外の状況の把握と分析
- エ 課題研究(臨床現場研究)
- オ こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業

(4) 専門相談

研修の場を活用した周知活動を展開し、地方公共団体や児童福祉施設等からの児童虐待に関する相談に対し、助言や情報提供

(5) その他

- ア 「こども家庭ソーシャルワーカー」の認定資格の関する研修等の協力体制
- イ VR(仮想現実)等を活用した研修の検討

2. 予算計画

要保護児童等に関する情報共有システム運営保守等経費(6.5億円⇒5.1億円)を計上しつつ、研修等の事業運営に必要な予算を計上している。

川崎こども心理ケアセンター かなで
2024 年度事業計画 ・ 予算計画 の概要

1. 事業計画における重点項目

1) 入所部・通所部の運営

入所部・通所部とも暫定定員となっているため、積極的な児童の受け入れを行う。
通所部に関しては、アフターフォローだけでなく、里親委託の児童や、在宅での要保護、
要支援児童への支援を視野にいれて考えていく。

2) 職員の力量の向上 職員育成 職員組織の改編

入所定員を増やすためには、ユニットの生活を安定させる職員の力量の向上が不可欠である。開設9年目となり、職員層に厚みが出てきている。そこで、課長補佐を新たにおき、主任の人数を増やし、職員階層を明確にしつつ、各職員が主体的に運営に関わるような職員体制を作っていく。

また、職員の学び合いが自然に起こるように、事務室の席を職種別にするなど環境面での工夫や、階層別会議、研修や学習会、カンファレンスの形式などの工夫も引き続き模索していく。

3) 被措置児童等虐待への対応・権利擁護

2023 年 2 月の被措置児童等虐待の認定以降、権利擁護についての取組を進めている。権利擁護についての取組は、日常のケアや支援の質向上とも密接に関わっているため、研修や毎日の申し送りでの話し合いを通じて、個々の職員がしっかりとした権利擁護の意識を持てるようにしていく。

各ユニットの子ども会議を継続して行っていく。

4) 各ユニットでの子どもの支援、ユニット間・職員間の連携

現在入所する子どもたちに合わせた支援のやり方が、各ユニットで模索されている。その動きを継続して進めていきたい。ユニットごとの動きが活性化される一方で、ユニット間、職員間の連携の難しさ、情報の共有に課題が出てきている。開所当初から大事にしている支援方針（安心安全な生活、休息を重視し、主体性を大事にすること）を再確認し、日課やルールの意味などを、全体研修を通じて再確認する。

5) 記録の電子化

職員間の情報共有の強化や仕事の省力化のために、電子記録システムを導入していく。

6) 本校への登校支援

幼児ユニットから男子ユニットに移動する小 1 の児童が、特例で地域の公立小学校に全登校することになった。新たな試みであり、小学校を中心とした関係機関と連携を密にしてすすめていく。また、登下校の送迎については、学習支援員などの非常勤職員雇用を考えている。

2. 予算計画

2024年度は、入所部は暫定定員32名、通所部は暫定定員5名で始まる。大きな赤字にはならないと思われるが、無駄な支出の減少を心掛けていく。